

数寄屋丸二階御広間及び南大手門の使用にかかる取扱い基準

(総則)

第1条 国指定特別史跡熊本城跡に復元整備された復元櫓は、「原形の再現」をされた「文化財建造物」として建築基準法の適用除外の認定を受けた建造物であるため、一般の建造物とは使用用途が異なり、文化財としてふさわしい使い方が求められている。このような中、復元櫓の使用に際して、特別史跡の趣旨や熊本市及び熊本市民にとってかけがえのない文化財であることを踏まえ、保存と継承及び入園者や使用者の安全確保を前提とした熊本城の適正な管理の下、熊本城の新たな魅力を創造することを目的とした使用に供するため、この基準を定めるものとする。

(使用に許可する行事等)

第2条 使用を許可する行事等は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 熊本城を広く周知させることができるものであること。
- (2) 文化的行事で熊本城にふさわしい内容のものであること。
- (3) 特別史跡に対する興味と関心を喚起させるものであること。
- (4) 熊本城で行うことでその行事の価値が高められるものであること。

(使用に供する施設)

第3条 使用に供する施設(以下、施設という)は、数寄屋丸二階御広間、南大手門とする。

ただし、使用に供する部分は、数寄屋丸二階御広間においては二の間、三の間(117.6㎡)南大手門においては二階(264.95㎡)及び熊本城総合事務所長(以下「所長」という。)が認めた部分。

(使用の条件)

第4条 施設を使用する場合の条件は、次のとおりとする。

- (1) 入園者の観覧の妨げにならない方法で使用する事。
- (2) 施設をき損することのない方法で使用するとともに、保安に関する必要な措置を講ずること。

(使用の申請等)

第5条 施設を使用しようとするものは、使用しようとする日の6ヶ月前から前日までの間に、所長に使用申請し、許可を受けなければならない。

- 2 所長は、前項の許可に際して必要な条件を付することができる。
- 3 所長は、前項の使用を許可したときは、使用許可証を交付する。
- 4 申請及び許可等にかかる書式は、別に定める。
- 5 施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可された内容を変更したい場合、または施設の使用を中止したい場合は、第1項に定める期間内に変更申請、または中止届けを所長に提出しなければならない。
- 6 使用申請等の受付は熊本城総合事務所にて行う。

(使用の制限及び不許可)

第6条 所長は、申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を制限し、または許可しないことができる。

- (1) 熊本城管理条例及び熊本市都市公園条例、並びに熊本城の管理に関する取扱い要領に違反する使用と認めるとき。
- (2) 土地所有者との貸付契約に抵触すると認められるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 当該使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (5) 当該使用が施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (6) 当該使用が特定の個人若しくは団体の利益になると認めるとき。
- (7) 当該使用が特定の政党の利害に関する使用、又は公私の選挙に関する使用や宗教的活動に関する使用と認めるとき。
- (8) 当該使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (9) 恒常的かつ継続的、または独占的な使用により、他の使用者の妨げになると認めるとき。
- (10) その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消等)

第7条 所長は、申請に基づく許可ののち、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その許可を取消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第10号までの規定のいずれかに該当したとき。
- (2) 第4条第2項による許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 使用者が虚偽の申請その他不正な手段により使用の許可を受けたと認められたとき。
- (4) 使用者が条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (5) 天災地変その他不可抗力の事由により施設等の使用ができないとき。
- (6) その他施設の管理運営上支障があると認めるとき。

2 前項の規定による許可の取消等により使用者が損害を受けた場合でも、熊本市はその責を負わない。

(遵守事項)

第8条 使用者は、熊本城の管理に関する取扱い要領に掲げる禁止並びに制限に関する事項を遵守し、使用に供する施設において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 飲酒及び喫煙
- (2) 指定された場所以外での飲食
- (3) 火気の使用
- (4) 施設、展示品及び備品等を汚損若しくはき損し、又はそれらのおそれのある行為
- (5) 人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類(身体障がい者補助犬を除く。)を持ち込むこと
- (6) 他の入園者の観覧を妨げる行為
- (7) その他所長が熊本城公園の管理上不適切と認められる行為

(使用者の賠償責任)

第9条 使用者は、施設をき損した場合、施設き損届を所長に提出しなければならない。

2 使用者は、自らの故意または著しい過失により、施設に修復が必要な損害を与えた場合、当該き損箇所の修復にかかる費用を賠償しなければならない。ただし、熊本城総合事務所長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、または免除することが

できる。

- 3 施設をき損した使用者は、当該修復にかかる期間に、別の者が予定していた使用に対する損害に対し、その責を負う。

(供用日及び供用時間)

第10条 使用に供する日及び時間は、熊本市都市公園条例施行規則別表に定める熊本城公園の供用日及び供用時間とする。ただし、所長がその使用を適当と認めた場合は、供用時間以外においても使用できるものとする。

- 2 前項の供用時間には、準備、後片づけ等に要する時間を含むものとする。

(職員の指示等)

第11条 使用者は、施設の使用に当たっては、熊本城総合事務所職員の指示に従わなければならない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第7条の規定により使用の許可を停止され、または取消されたときも同様とする。

(熊本城公園入園料の取扱い)

第13条 所長は、使用者が熊本城公園有料区域内に位置する施設を使用する場合の使用者の入園についても、熊本市都市公園条例別表第4に定める入園料を徴収する。ただし、熊本城入園料の減免に関する要綱の範囲内で減額又は免除することができる。

- 2 第10条第1項ただし書に基づく供用時間外の使用がある場合における供用時間外の入園者の入園料については、夜間開園時の料金を適用する。

(委任)

第14条 この基準に定めるものを除くほか、施設の使用について必要な事項は、所長が別に定める。

附則 この基準は、平成20年4月1日から適用する。